



消文第286号

令和7年12月19日

宮城県石油商業協同組合理事長 殿
宮城県石油商業組合理事長 殿

宮城県環境生活部長

灯油・ガソリン等の石油製品の適正な価格設定及び安定供給の確保に
関する協力について（依頼）

本県消費者行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、灯油をはじめとする石油製品価格の現状は、国際情勢等の影響により、先行きが不透明な状況が続いております。国においては、ガソリンの当分の間税率（旧暫定税率）の廃止に向け、燃料油価格定額引下げ措置における補助金支給単価の段階的な引き上げ措置が講じられているところですが、今後も石油製品小売価格動向及び安定供給確保等について引き続き注視していくことが必要な状況となっております。

このような状況の中、県といたしましては、主に暖房用燃料として使用される灯油や自動車燃料として使用されるガソリン等は、県民生活に密接にかかわる重要な生活関連物資であるため、適正な水準での価格により安定的に供給されることが大変重要であると考えております。

つきましては、貴組合におかれましても、灯油・ガソリン等の石油製品における適正な水準での価格設定及び安定的な供給の確保に向け一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、石油元売各社に対しましても、別添写しのとおり依頼しておりますので、御承知願います。

担当 : 消費生活・文化課 消費者行政班 日下部 TEL 022-211-2523 FAX 022-211-2592 メール syoubung@pref.miyagi.lg.jp

写

消文第286号

令和7年12月19日

E N E O S 株式会社東北支店長 殿

出光興産株式会社東北支店長 殿

コスモ石油マーケティング株式会社特約店販売部長 殿

宮城県環境生活部長

灯油・ガソリン等の石油製品の適正な価格設定及び安定供給の確保に関する協力について（依頼）

本県消費者行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、灯油をはじめとする石油製品価格の現状は、国際情勢等の影響により、先行きが不透明な状況が続いております。国においては、ガソリンの当分の間税率（旧暫定税率）の廃止に向け、燃料油価格定額引下げ措置における補助金支給単価の段階的な引き上げ措置が講じられているところですが、今後も石油製品小売価格動向及び安定供給確保等について引き続き注視していくことが必要な状況となっております。

このような状況の中、県といたしましては、主に暖房用燃料として使用される灯油や自動車燃料として使用されるガソリン等は、県民生活に密接にかかわる重要な生活関連物資であるため、適正な水準での価格により安定的に供給されることが大変重要であると考えております。

つきましては、貴組合におかれましても、灯油・ガソリン等の石油製品における適正な水準での価格設定及び安定的な供給の確保に向け一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

担当：消費生活・文化課
消費者行政班 日下部
TEL 022-211-2523
FAX 022-211-2592
メール syoubung@pref.miyagi.lg.jp